



# 農業経営の 法人化を 進めよう!!

2020年3月

岐阜県農政部 農業経営課  
ぎふアグリチャレンジ支援センター

お問い合わせ先

岐阜県農政部 農業経営課

TEL.058-272-1111 (代表)

ぎふアグリチャレンジ支援センター  
担い手部 経営支援課

TEL.058-215-1550

これからの農業経営について考えてみませんか？

個人



集落営農



法人との比較をしてみよう

	個人	民法上の任意組合	法人	ポイント	
経営面・運営面	経営管理	■事業と家計が分離されていないケースが多い	■組合代表者などの取引や契約の締結 ■機械等の資産は各構成員が所有	■事業と家計が明確に分離 ■法人名義の取引や契約の締結 ■代表者が代わっても安定的に運営可能 ■役員の経営責任が明確化され、意思決定の透明性や迅速性が向上	
	対外的信用力	■個人の信用力に限定	■運営に構成員個人の意思が反映され、団体としての信用力を構築しづらい ■商標登録の主体になれない ■地域ブランド作りが困難	■経営責任や計数管理の充実 ■各種法定義務（経営報告など）を伴うため、取引上の信用力が向上 ■複式簿記での記帳が義務化されるなど、経理申告義務が増加 ■取引金融機関からの資金調達が円滑化	
	人材確保・育成	■親族以外からの人材が確保しにくい	■構成員から運営の中心者を選ぶしかなく、高齢化リスクが高い	■企業としてのイメージが向上 ■商品取引等が円滑化 ■外部からの従業員や役員の確保がしやすい	■取引金融機関からの資金調達が円滑化
	経営継承	■代表者交代に伴う資産や契約関係の継承手続きが困難 ■後継者は親族中心		■代表者が交代しても資産や契約関係が継続 ■後継者を役員や従業員から確保しやすく、他の法人との合併等も可能	■円滑な経営承継が可能
制度面	税制面	■累進課税の所得税が適用	■累進課税の所得税が適用 ■定率課税の法人税が適用	■一定以上の所得規模がある場合は税率負担が軽減 ■法人に利益がなくても均等割等の納税義務が発生	
	社会保険制度	■労災保険・雇用保険は任意適用 <sup>(注1)</sup> ■国民健康保険、国民年金に加入	■労災保険は特別加入(任意) <sup>(注1)</sup> ■国民健康保険、国民年金に加入	■労災保険・雇用保険は強制適用 <sup>(注2)</sup> ■健康保険、厚生年金保険へ強制適用 <sup>(注3)</sup> ■労働時間等の就業規則が整備されるなど、就業条件が明確化 <sup>(注4)</sup>	■社会保険制度の充実により、外部からの人材を確保しやすい ■社会保険制度の導入に伴う事業主の負担が発生 ■福利厚生等の待遇改善により多様な人材確保の期待
	制度資金	■制度資金(農業近代化資金、スーパーL資金等)の融資が受けられる	■一部の制度資金(スーパーL資金等)の融資が受けられない	■制度資金(農業近代化資金、スーパーL資金等)の融資限度額が拡大	■資金により別要件がある(例:スーパーL資金の対象は認定農業者)

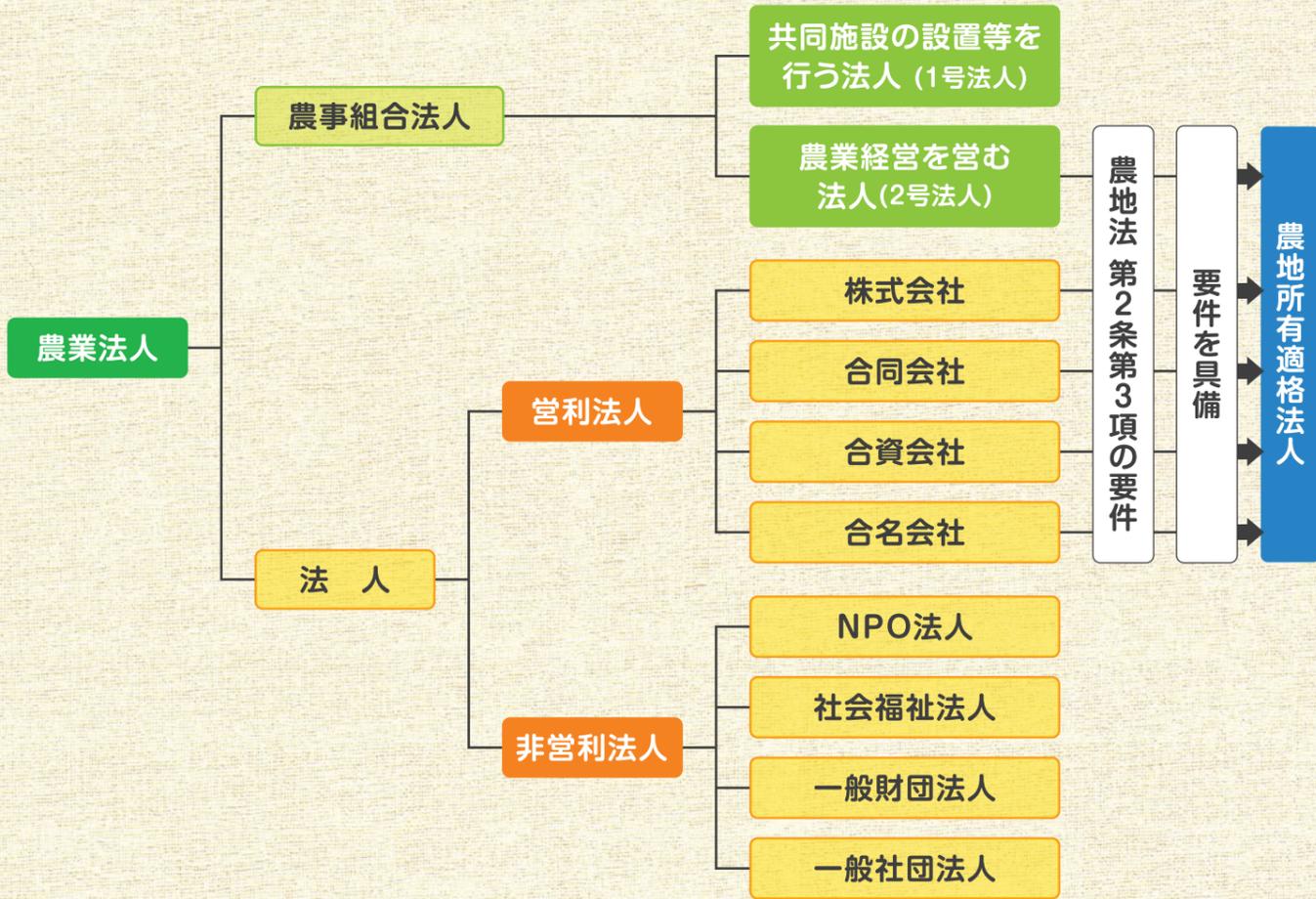
(注1)常時雇用従業員が5人以上の場合は強制適用

(注2)農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は労災保険は特別加入(任意)、雇用保険は加入不可

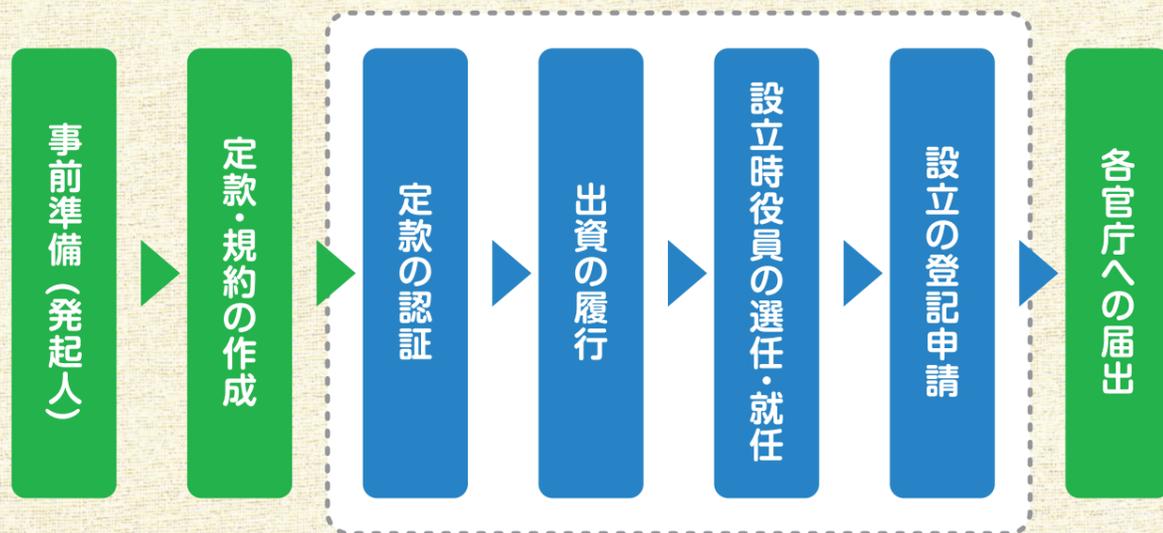
(注3)農事組合法人(従事分量配当制)の場合において、組合員(出資者)は国民健康保険及び国民年金に加入

(注4)常時雇用従業員が10人以上の場合は、就業規則を定める必要あり

## 農業法人



## 法人設立の手順 (株式会社は発起設立の場合)



※定款の認証～設立の登記申請のみであれば、2～3週間で手続きが可能です。  
 ※農事組合法人、持分会社(合同会社等)については「定款認証」は不要です。  
 ※最も重要なことは、設立する法人の目的を明確にすることであり、集落営農法人においては、地域住民との合意形成を図ることです。何度も話し合いを重ねた結果、設立までに2～3年の期間を要する事例も多く存在します。

## 組織形態

経営の目的に合った形態を選択することが重要です。

	株式会社	合同会社	農事組合法人
根拠法	会社法		農協法72条の4
目的	営利		協同利益の増進
事業	事業一般		1号法人:農業に係る共同利用施設の設置・農作業の共同化に関する事業 2号法人:農業経営、付帯事業
構成員	1人以上(農地所有適格法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要がある)		農民3人以上
意思決定	1株1議決権による株主総会の議決	1人1議決権による全員一致(定款で変更可)	1人1票制による総会の議決
役員	①取締役1人以上(株主外も可) ②監査役(任意・株主外も可)	業務執行役員1人以上	①理事1人以上(農民である組合員のみ) ②監事(任意・組合員外も可)
雇用労働力	制限なし		組合員(同一世帯の家族を含む)外の常時従事者が常時従業者総数の2/3以下
資本金	制限なし		制限なし
法人税	資本金1億円以下の法人 年所得800万円以下 15% (注1) 年所得800万円超 23.2%		①構成員に給与を支給する法人(普通法人に該当)左記に同じ ②上記以外 年所得800万円以下15% (注1) 年所得800万円超 19%
事業税	資本金1億円以下の法人 年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超800万円以下 5.3% 年所得800万円超 7.0%		原則非課税
設立時の登録免許税	資本金の額の7/1000(最低15万円)	資本金の額の7/1000(最低6万円)	非課税
定款認証	要(5万円程度)	不要	不要
組織変更	合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社に変更可 農事組合法人への変更は不可	株式会社、一般社団法人に変更可 合同会社への直接変更は不可

(注1) 2021年3月31日までに開始する事業年度に適用。  
 ※会社法人は、株式会社、合資会社、合同会社、合名会社が採用されるケースがある。特に最近では、登録免許税を含む設立コストが低いことから、合同会社を選択するケースが増加している。  
 ※法人の設立時は、定款認証代、印紙代、登録免許税(農事組合法人は不要)のほか、司法書士等の専門家に依頼する場合は別途手数料が必要となる。費用は農事組合法人の場合で20万円ほど、株式会社の場合には35万円ほどになる。  
 ※地域資源活用のための法人として一般社団法人を設立する事例もある。一般社団法人から株式会社への変更は不可。  
 ※農事組合法人には、1号法人(共同利用施設の設置等を行う法人)と2号法人(農業経営を営む法人)が存在する。

## 農地の貸借・売買

2009年12月からの農地制度の規制緩和に伴い、一般法人でも農地が借りられるようになりました。議決権等に制限はなく、役員等の1人以上が農業に従事すること、農地を適正に利用しない場合の契約解除を契約書へ記載すること等の条件を満たすことで農地を借りることができます。

ただし、将来的に所有権取得の計画がある場合には「**農地所有適格法人**」の要件を備えた法人の設立を検討する必要があります。

	農地所有適格法人	一般法人
取得できる権利	所有権、地上権、使用貸借権、貸借権等(制限なし)	使用貸借権、賃借権
法人形態要件	農事組合法人、株式会社 (公開会社でないものに限る)、 合名会社、合資会社、合同会社	制限なし
事業要件	主たる事業が農業(関連事業を含む) であること(売上高の過半が農業)	制限なし
議決権要件	農業関係者が総議決権の 過半を占めること	制限なし
役員要件	役員の過半が、農業(関連事業を含む)に 常時従事すること(原則150日以上) 役員又は重要な使用人(農場長等)の1人 以上が、農作業に従事すること(原則60日以上)	役員又は重要な使用人の1人以上が、 農業(関連事業を含む)に常時従事 すること(年間150日以上)
農地利用に関する基本的な要件	農地のすべてを効率的に利用すること 一定の面積を経営すること(原則50a以上) 周辺の農地利用に支障がないこと	
その他の要件	なし	農地を適正に使用していない場合には 賃貸借の解除をする旨の条件が、 書面で締結されていること 地域の農業者との適切な役割分担の下に 継続的かつ安定的に農業経営を行うと 見込まれること

※農地所有適格法人の要件は、農地の権利を取得した後も満たされていることが必要。

農地の権利取得後も毎事業年度の終了後3カ月以内に、農業委員会へ「事業の状況等」を報告しなければならない。

※教育、医療、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人(社会福祉法人・医療法人・学校法人・NPO法人等)は、その法人の業務に必要と認められる場合については、農地の権利取得に際し、農地所有適格法人の要件を具備する必要がない。

## 主なチェックポイント

リストを参考に✓してください。

	✓	チェック項目	留意点
登記に関すること(詳しくは司法書士へ相談してください。)	<input type="checkbox"/>	組織形態はどうしますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農業経営のみであれば、組織形態は問わない</li> <li>■農地所有適格法人を目指すのであれば、株式会社、持分会社(合資会社・合名会社・合同会社)、農事組合法人に限定される</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	資本金はいくらにしますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■最低限年間の運転資金をカバーできる水準が目安</li> <li>■1000万円未満であれば、設立後2事業年度のみ消費税免税事業者となる</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	事業内容はどうしますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「農畜産物の生産・加工・販売」と「これに附帯する事業」の記載があれば網羅しているとも言える</li> <li>■しかしながら、その他実際に行うことが確実であること、設立時には行わなくても将来行うことが確実なことであれば記載した方が良い</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	発起人は決まっていますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■会社設立の手続きを行う</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	構成員(出資者)ならびに出資比率はどうしますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「株式会社」は持ち株比率(以下)により権利発生 1/3超 重要事項の特別決議の阻止(拒否権発動) 1/2超 株主総会の普通決議の成立 2/3以上 株主総会の特別決議(定款変更決議等)の成立</li> <li>■「農事組合法人」は出資金額に関わらず1人1票</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	役員は何人ですか? 役員は農業に従事しますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■農地所有適格法人の場合は役員要件に注意</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	取締役会は設置しますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■株主総会で選任された取締役会3名以上で構成される「会社の業務執行の意思決定をする機関」</li> <li>■取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	商号はどうしますか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事前に商号調査を行う</li> </ul>
	<input type="checkbox"/>	本店所在地は?	<ul style="list-style-type: none"> <li>■郵便物が届く住所とする</li> </ul>
	その他	<input type="checkbox"/>	資産の引き継ぎはありますか? (詳しくは税理士へ相談してください。)
<input type="checkbox"/>		印鑑を作成してください	<ul style="list-style-type: none"> <li>■シャチハタ以外</li> <li>■実印と銀行印は分けて作成するケースが多い</li> <li>■別途請求書等に押印する角印を作成する場合もある</li> </ul>
<input type="checkbox"/>		専門家(税理士、司法書士等)の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法人設立に関する書類の作成は煩雑であるため、専門家に依頼するケースが一般的</li> <li>■設立にあたり専門家派遣制度を活用できる場合有り</li> </ul>